

～2020年度税制改正③～

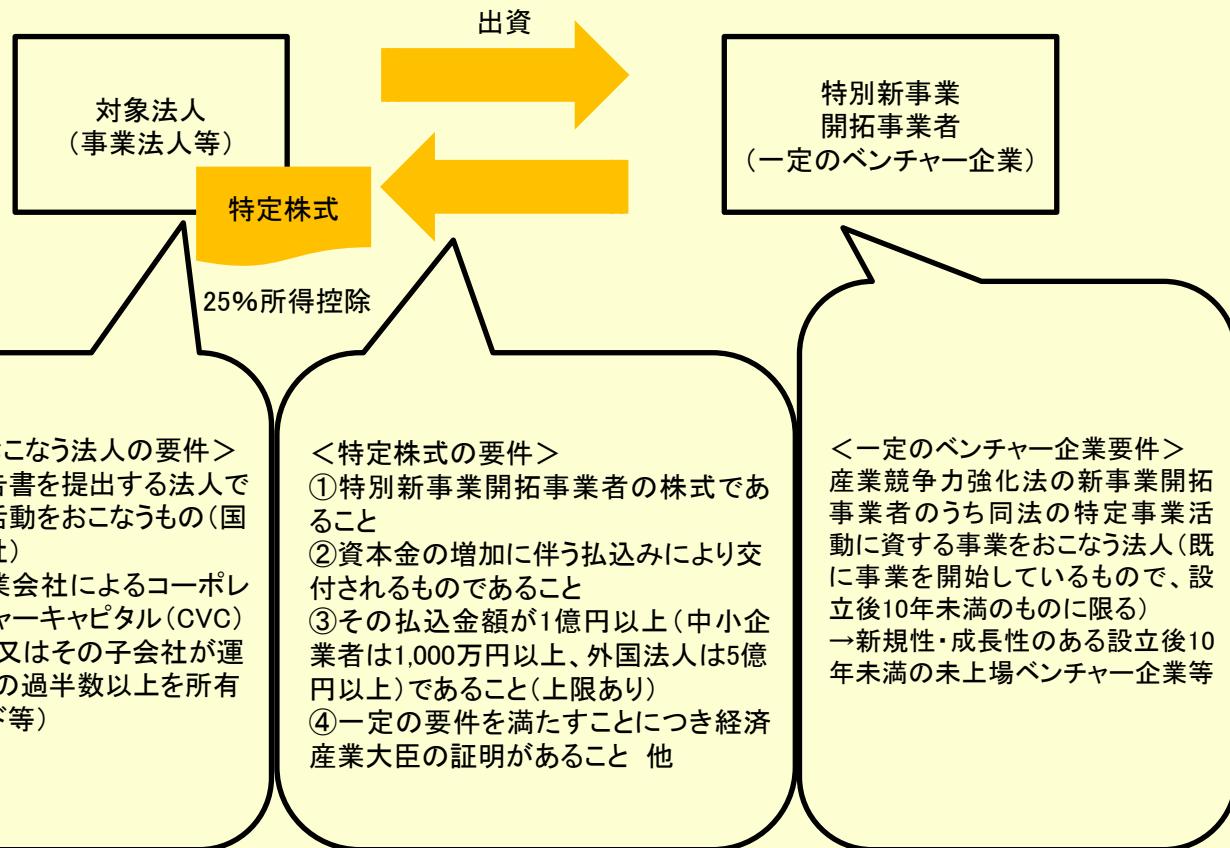
昨年12月に2020年度税制改正大綱等が公表されている。当該税制改正事項で事業法人に係る改正項目のうち、オープンイノベーション措置と5G投資促進税制の創設に関する記載を行う。

(ポイント)

- オープンイノベーションの措置の創設
- 5G投資促進税制の創設

1. オープンイノベーションの措置の創設

対象法人(事業法人)が、特定株式(一定のベンチャー企業の株式)を取得した場合に、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できる措置が創設される。対象法人が、2020年4月1日から2022年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、その取得の日を含む事業年度末までに保有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得金額を限度として損金算入ができることとされる。この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当したこととなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金算入される。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りではない。適用時期は明記されていないが、2020年4月1日から2022年3月31日までに取得した特定株式が対象となる方向である。



(出典：経済産業省資料を一部加筆)

(裏面に続く)

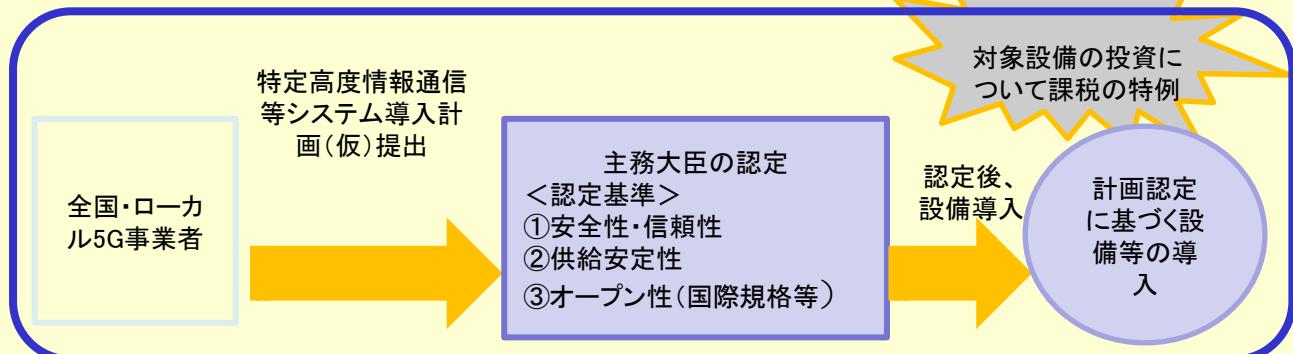


～2020年度税制改正③～

2. 5G投資税制の創設

5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却を認める措置が新たに講じられる。固定資産税についても、一定の減免を認める措置が新たに講じられる。なお、適用時期等は、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の施行日から、2022年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合等とされている。

①適用までの流れ



②課税の特例の内容

対象企業	対象設備(イメージ)※	税額控除	特別償却	固定資産税
全国5G事業者	・送受信設備 ・アンテナ(空中戦)	取得価額×15%		3年間、課税標準が取得価額×1/2
ローカル5G事業者	・送受信設備 ・通信モジュール ・コア設備 ・光ファイバ	(当期法人税額の20%を上限)	取得価額×30%	(取得価額合計が、3億円以下のもの)

※対象設備は「特定高度情報通信用認定等設備」と規定されており、認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいう。

(出典：経済産業省の資料を一部加筆)

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(新型コロナウィルス感染症の影響と確定申告期限)

新型コロナウィルス感染症の影響で国税庁は本年2月に個人所得税や個人事業主の消費税、贈与税の申告期限を本年4月16日に一律延長する旨を公表した。法人においては新型コロナウィルス感染症の影響で期限内申告が難しい場合は国税通則法の個別指定等に基づく申告期限延長で対応する方向となる。災害その他やむを得ない理由による申告期限等の延長については国税庁長官の行う地域指定、国税庁長官が行う対象者指定、納税者による所轄税務署長への申請が必要な個別指定があるが、災害その他やむを得ない理由で決算が確定せずに法人税の申告ができない際には、法人税法の規定に基づき、納税者の申請によって法人税の申告期限の延長を受けることができる。新型コロナウィルス感染症の影響で期限内申告が難しい事業法人においては、個別指定等の申請をすることで申告期限の延長を考えることも必要となる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。